

丸亀市監査委員公表第 16 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 1 月 31 日

丸亀市監査委員	大岡正典
丸亀市監査委員	高木康光

平成19年度定期監査報告書（第1回）

第1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部 課 等 名			
小学校 (教育委員会)	城乾、城坤、城北	平成19年6月30日 現在の資料による	平成19年7月31日から 平成19年8月20日まで
中学校 (教育委員会)	東、西	平成19年6月30日 現在の資料による	平成19年7月31日から 平成19年8月20日まで
幼稚園 (教育委員会)	西、城北	平成19年6月30日 現在の資料による	平成19年7月31日から 平成19年8月21日まで
保育所 (児童課)	平山、中央、土居	平成19年6月30日 現在の資料による	平成19年7月31日から 平成19年8月21日まで
企画財政部	企画課、財政課	平成19年8月31日 現在の資料による	平成19年9月21日から 平成19年10月12日まで
	管財課、税務課	平成19年8月31日 現在の資料による	平成19年9月21日から 平成19年10月16日まで
	綾歌市民総合センター 飯山市民総合センター	平成19年8月31日 現在の資料による	平成19年9月21日から 平成19年10月19日まで
総務部	秘書広報課	平成19年8月31日 現在の資料による	平成19年10月2日から 平成19年10月23日まで
	庶務課	平成19年8月31日 現在の資料による	平成19年10月2日から 平成19年11月2日まで
	職員課	平成19年8月31日 現在の資料による	平成19年10月2日から 平成19年11月7日まで
選挙管理委員会		平成19年8月31日 現在の資料による	平成19年10月2日から 平成19年11月2日まで
健康福祉部	福祉課、健康課	平成19年9月30日 現在の資料による	平成19年10月16日から 平成19年11月6日まで
	児童課、介護支援課 亀寿園	平成19年9月30日 現在の資料による	平成19年10月16日から 平成19年11月9日まで
競艇事業部（事業課）		平成19年9月30日 現在の資料による	平成19年10月23日から 平成19年11月16日まで
会計課		平成19年9月30日 現在の資料による	平成19年10月23日から 平成19年11月16日まで
生活環境部	市民課、環境課	平成19年9月30日 現在の資料による	平成19年10月23日から 平成19年11月13日まで
	クリーン課、人権課	平成19年9月30日 現在の資料による	平成19年10月23日から 平成19年11月21日まで
	生活課、保険年金課	平成19年9月30日 現在の資料による	平成19年10月23日から 平成19年11月27日まで

第2 監査の目的及び方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取し、次の事項に重点をおいて実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じてその一部について適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

- 施行決定決裁において、随意契約理由等の適用条項の誤りが多く見られるので、決裁時には法令等を十分確認しておくこと。
- 備品台帳において、備品の保管場所の誤記載が多く見られるので、毎年の点検に支障をきたすことから、適正な保管場所を表示すること。
- 共用車使用申込書兼運転日報において、使用目的、経路の記入内容が不十分なため、経路に見合わない走行距離等が見受けられるので、使用目的、経路を明確に記入すること。
- 単価契約において、支出負担行為決議書を作成しない場合は、契約内容についての決裁権者の決裁を受けること。

2 各課個別事項

【企画財政部】

税務課

- 債務負担行為決議書は、債務負担行為の議決を得たものについて作成するものであり、長期継続契約を締結する場合は、債務負担行為の議決や決議書の作成は必要ない

ので改めること。また、契約書に長期継続契約である旨を明記すること。

- 地籍情報管理システム保守委託契約の支払条項において「請求があった日から 40 日以内に委託料を支払う」となっているが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」では給付に対する対価の支払は「契約書を作成する場合は 30 日以内」と規定されているので、改めること。

綾歌市民総合センター

- 行政財産の目的外使用について、その許可又は取り消しは副市長、継続許可は部長の権限となっている。また、企画財政部管財課への合議が必要とされているので、職務権限規程に従って決裁を得ること。

飯山市民総合センター

- コピー機の賃貸借契約 2 件を纏めて支出負担行為決議書を作成しているが、支出負担行為決議書は契約 1 件ごとに作成すること。

【総務部】

秘書広報課

- 記者クラブが負担すべき新聞代を市が一旦立替えて支払い、後日記者クラブに請求し、受領しているが、記者クラブが新聞配達所に直接支払うべきであるので改めること。

庶務課

- 現金受入票綴りのうち、1 枚が所在不明となっているが、誤記等により汚損した場合は「廃棄」と記載して綴りに残して保管すること。
- 固定資産評価審査委員会の運営研修会に係る駐車場代を予算措置をせずに執行した後、予算流用の手続きを行い支出しているが、今後は予算の適正な管理を行うこと。

【健康福祉部】

福祉課

- 移動支援事業委託契約書において、「乙は事業の委託料として、別表単価表の金額に各月毎の区分に応じた利用者数を乗じた金額から利用者より受領した利用料を差引いた金額を請求するものとする。」となっているが、「利用者より受領した利用料」ということであれば、未納がある場合はどうなるのかという疑義が生じる。「第 4 条で定める利用料を差引いた金額」とする等、契約の内容を明確に表示すること。

また、裁判管轄に関する規定がないので、公文例規程に倣い明記すること。さらに、契約書では「地域生活支援事業実施要綱」という国の要綱に基づいて支給するとなっているが、起案書では「丸亀市移動支援事業実施要綱」によるとなっているため、市の要綱によって支給すると改めること。

健康課

- 各種検診医師割当事務委託について、契約書では「老人保健事業等業務完了後委託料又は報酬を支払うものとする。」となっているが、前金で支払っており、契約事項に違反した支払いとなっている。前金で支払う場合は、契約書に前金払いができること及び後日精算しなければならない旨、明記すること。

児童課

- 保育所児童送迎用駐車場用地の賃貸借契約において、「引き続いて土地を賃借しようとする時は、期間満了3か月前までに申し出なければならない。」と自動更新契約になっているが、実体は毎年改めて契約している。単年度契約であるのか、長期継続契約であるのか等、契約の内容を明確にすること。
- 私立保育園運営補助金交付要綱では「入所児童一人当たり一日単価は、予算の範囲内において市長が別に定める額とする。」となっているので、一日単価を決定する決裁を得るよう改めること。

介護支援課

- 地域包括支援センターの設置については、市町村及び市町村から委託を受けた者が設置できることとなっており、丸亀市では丸亀市が地域包括支援センターを設置した旨告示されていることから、地域包括支援センター名ではなく、丸亀市名で契約するよう改めること。

亀寿園

- 冷暖房機保守点検業務委託において、年2回の分割支払いが行われているが、支出命令及び会計課の審査において契約どおりの支払いかどうかの確認が必要であるので、契約書の支払条項には、回数、金額など、必要事項を明記すること。

【生活環境部】

環境課

- 墓地管理料の収納において、現金払込調書兼領収書の納入者欄に納入義務者の氏名が記入されているが、分任出納員が現金受入票により収納した金額を市に納入するものであることから、納入者欄は分任出納員名とし、摘要欄には現金受入票の番号を記入するよう改めること。
また、現金受入票綴は交付時に一連番号を付し、50枚束であることを確認して交付すること。
- 墓地公園墓地施設使用料及び管理料の過年度滞納繰越分について6月1日付けで調定しているが、過年度滞納繰越分の調定期は4月1日であり、現年度の滞納繰越分の調定期は6月1日であるので改めること。

クリーン課

- クリーンセンター丸亀制御式エレベーター保守点検業務委託において、前金払いをしているが、途中で解約した場合の精算条項を契約書中に記載すること。

生活課

- コミュニティセンターでの現金受入票の取り扱いにおいて、指定管理者でない団体については市が雇用している所長を分任出納員に任命する手続きを行い、所長が収納するよう改めること。

保険年金課

- 国民健康保険出産育児一時金の過誤払いの返納金の調定について、返納金が分割納付された時点で同額の調定をしているが、返納金が生じた時点で全額を調定し、出納閉鎖時において未納があるときは、6月1日付で繰越調定すべきであるので適正な処理をすること。

【競艇事業部】

事業課

- 出走表等配布業務委託において、「配布場所及び配布枚数」を変更する契約を締結しているが、契約期間の変更は必要ないにもかかわらず誤って契約を変更している。このため、契約の内容が不明確になっている。今後、契約内容の精査を行うこと。
- ポートピア丸亀の警備業務委託の契約解除に伴って、支出負担行為の減額を行っているが、契約解除の申出の承認の可否や損害賠償請求の是非等についての決裁を得るよう改めること。

第4 意見

本市の組織及び運営の合理化に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

- 備品購入とそれに伴う保守点検については、それぞれ別々に価格競争を行っているが、備品の購入価格と保守点検料を合算した額で比較決定することとし、保守点検については長期継続契約として契約を締結することについて検討していただきたい。
- 消防設備、電気設備等の保守点検委託については、入札や見積り合わせにより競争性を確保し、経費節減や事務軽減を図るため、綾歌町内の施設あるいは飯山町内の施設を一括して契約することについて検討していただきたい。

2 各課個別意見

【健康福祉部】

児童課

- 私立保育園運営補助金には、丸亀市私立保育園運営補助金交付要綱に基づいて補助しているが、その第1条では「入所児童の処遇の向上を図るため」となっている。保育園に対する運営補助なのか、入所児童に対する処遇の向上を図るための事業補助なのかを明確にし、事業報告書により補助効果を確認できるようにしていただきたい。

【生活環境部】

生活課

- 提案公募型協働事業委託契約において、契約書の総則第1条で「別紙、提案公募型協働事業企画提案書に基づき」となっており、別紙として事業企画提案書を添付しなければならないが、添付できない場合は、「何年何月何日付けで乙から提案のあった事業企画提案書に基づき」として、事業企画提案書が特定できるようにしていただきたい。

保険年金課

- 小手島、手島地区巡回検診備船借上については単価契約であるので、支出負担行為額の積算の根拠として、支出負担行為決議書の下欄空白部分に単価及び回数を記載するようにしていただきたい。